

第 2 0 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和7年2月26日、第20回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
3番	纓 坂	直 俊
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
7番	遠 藤	昭 男
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

4番 福 嶋 寿 顕

附議した案件

- (イ) 議案第 97 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 98 号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第 99 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第100号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第101号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について
- (ヘ) 報告第 21 号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ト) 報告第 22 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

- 議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第20回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
12番、田中 洋希 委員。
13番、竹村 聡 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 1月28日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。2月4日、令和6年度農業者年金協議会代議員等研修会を根室市で予定しておりましたが、悪天候により開催が中止となっております。2月20日、北海道農業会議第4回理事会及び、北海道農業会議第10回常設審議委員会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第97号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 上程になりました議案97号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積11,501㎡内11,000㎡、他5筆、計70,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年4月1日から令和13年3月31日まで。5、合意解約成立の日、令和7年1月28日。6、解約の理由、合意解約。この案件につきましては、議案第100号(10)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主を変更して賃貸借するため、期間内解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 9 8 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1) について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 9 8 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。4 ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字俵〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 25,724 ㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。
4、見取図は 5 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 6 年 1 0 月 1 6 日、第 1 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 9 8 号(2) について説明いたします。6 ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 2,199 ㎡、利用状況、農業用施設用地、他 2 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 7 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地と

なっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年8月2日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第99号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(6)と(7)の2回に分けて審議を致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第99号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の9ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,111㎡内15,084㎡、他1筆、計20,970㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂18,817㎡。7、最大切深。8.2m。8、見取図については、10ページのとおりとなっております。
申請地については、令和2年からの継続地で、今回の申請面積は、20,970㎡となっております。令和6年12月25日第1地区推進班で調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 議案第99号(2)について説明致します。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,703㎡、内4,427㎡、他3筆、計21,289㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利34,967㎥。7、最大切深。10.2m。8、見取図については、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、令和4年からの継続地で今回の申請面積は21,289㎡となっております。令和6年12月24日第1地区推進班で調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第99号(3)から(5)について説明致します。13ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,919㎡内3,474㎡、他4筆、計17,931㎡。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨20,566㎥。7、最大切深。15.1m。8、見取図については、14ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は17,931㎡となっております。令和6年12月24日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となる

ことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、(4)(5)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。15ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、旭川市〇〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、〇〇、現況、畑、面積 33,778 m²内 19,151 m²、他 1 筆、計 31,399 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 56,499 m³。7、最大切深。11.7m。8、見取図については、17ページのとおりとなっております。

16ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積 76,799 m²内 4,321 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 4,645 m³。7、最大切深。11.7m。8、見取図については、17ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地につきましては、令和元年からの継続地であり、当該農地分に係る今回の申請面積は(4)が 31,399 m²、(5)が 4,321 m²となっております。令和6年12月24日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第99号(6)について説明致します。18ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、
面積58,172㎡内6,224㎡、他4筆、計13,490㎡。3、許可を受けようとする事由。
砂利採取のため。4、転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量。砂利19,199㎡。7、最大切深。5.7m。
8、見取図については、19ページのとおりとなっております。この案件につきまし
ては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、令和4年からの継
続地で、今回の申請面積は13,490㎡となっております。令和6年12月25日、第
4地区推進班において確認し、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、
別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第99号(1)から(6)につきまして、これを北海道農業会議へ意見聴取す
ることにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇委員退席)
(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第99号(7)について説明致します。20ページをお開きくだ
さい。

(7)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、
面積52,527㎡内26,006㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、
転用の期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。5、権利の種類。賃
貸借権。6、採取量。砂14,340㎡。7、最大切深。9.02m。8、見取図については、
21ページのとおりとなっております。の案件につきましては、令和2年からの継続
地で砂の採取のため申請があったもので、今回の申請面積は26,006㎡となっており
ます。令和6年11月12日に、第5地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必
要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は
止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第99号(7)につきまして、これを北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案第100号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第100号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(4)について説明いたします。
23ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,385㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計77,154㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地売買等事業により賃貸するもの。借主、農地売買等事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年2月27日から令和11年12月25日まで。6、価格。年56,320円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計735,261㎡、家畜、牛178頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。

なお、(2)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。24ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,975㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計195,613㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地売買等事業により賃貸するもの。借主、農地売買等事業により賃借し農業経営を行

うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年2月27日から令和11年12月25日まで。6、価格。年154,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計880,451㎡、家畜、牛194頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。

この2件につきましては、農地売買等事業により、北海道農業公社が取得した農地を近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

27ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,473㎡、他5筆、計127,261㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、8,963,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、8,960,000円、自己資金3,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計897,434㎡、家畜、牛190頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29ページのとおりです。

なお、(4)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,343㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計22,476㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、570,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計240,622.07㎡、経営作目、蕎麦。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第100号(5)から(10)について、説明いたします。
30ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積1,506㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計49,305㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年48,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計125,497.84㎡、家畜、牛0頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。

なお、(6)から(9)につきましても、貸主が同一なため貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。31ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積79,005㎡内40,605㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計58,505㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年147,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計652,968㎡、家畜、牛80頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。32ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積79,005㎡内38,400㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年66,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計756,306㎡、家畜、牛74頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。33ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,389㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計99,016㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満

了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年142,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計776,197㎡、家畜、牛100頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、36ページのとおりです。34ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,089㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年108,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,140,562.97㎡、家畜、牛152頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。

この5件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、一部借主を変更して再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

37ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,501㎡内11,000㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計70,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。6、価格。年211,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,140,562.97㎡、家畜、牛152頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、39ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地を近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(11)から(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第100号(11)から(15)について、説明いたします。
40ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 64,080 m²、利用目的、牧草畑、他 11 筆、計 261,166 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年3月1日から令和12年3月31日まで。6、価格。年 626,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計 46,206 m²、家畜、牛 150 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46 ページのとおりです。

なお、(12)(13)につきましても、貸主が同一なため貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。42ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 8,933 m²、利用目的、牧草畑、他 10 筆、計 152,113 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年3月1日から令和12年3月31日まで。6、価格。年 399,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計 779,265.78 m²、家畜、牛 109 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46 ページのとおりです。44ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 46,632 m²、利用目的、牧草畑、他 10 筆、計 308,649 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年3月1日から令和12年3月31日まで。6、価格。年 819,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計 732,990 m²、家畜、牛 119 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46 ページのとおりです。

この3件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を賃貸借するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。47ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,214 m²、他 1 筆、計 40,445 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,547,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 812,179.23 m²、家畜、牛 154 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、48 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。49 ページをお開きください

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,000 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、19,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 1,587,412 m²、家畜、牛 224 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、50 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣の農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 7、議案 101 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 101 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申しあげます。52 ページをお開きください。
この件につきましては、令和元年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事

を受け、同年１１月２８日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでありまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年１２月１８日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施について依頼があったことから、令和２年１月２４日開催の第３１回総会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択したところでありましたが、北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度１回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和６年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。

（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読）

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり採決されました。
日程８、報告第２１号「農地法第４条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
（１）について、内容を地区推進班から報告願います。
（挙手あり）竹村委員。

竹村委員 報告第２１号「農地法第４条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
（１）について説明いたします。54 ページをお開きください。
（１）１、届出人の住所、氏名
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
２、許可年月日、許可番号。令和６年４月２５日付、中農委４第令５－１号。３、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他２筆。４、転用目的。砂利、黒墨、土採取。５、事業計画の期間。令和６年４月２６日から令和７年４月２５日まで。６、事業完了年月日。令和６年１２月３０日。７．完了検査年月日につきましては、令和６年１２月３０日に工事完了との報告を受けましたが、積雪のため現地調査をせず、２月７日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程 9、報告第 2 2 号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 2 2 号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。
議案の 5 6 ページをお開きください。

今回につきましては、令和 6 年 6 月 1 4 日から令和 6 年 1 1 月 5 日付けで認定のあった 2 2 件について記載しております。以上報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 2 0 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 1 4 時 1 4 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 5 日

会 長 _____

1 2 番 _____

1 3 番 _____